移行について

【現行公益法人の新制度への移行について】

(参照)「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成 15 年 6 月 27 日 閣議決定)(抄)

「現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、<u>公</u> <u>益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮</u>しつつ<u>公平かつ合理的な</u> システムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。」

(1)現行公益法人の移行に当たっての基本的考え方

現行公益法人の新制度における法人への移行に当たっては、上記基本方針を踏まえ、公益法人が現に公益活動を継続的に行ってきており、多くの受益者が存在することにも配慮しつつ、公平かつ合理的な基準及び手続により、一定の移行期間を設けた上で、円滑に移行が行われることを基本とすべきではないか。

(2)新たな非営利法人(仮称)への移行方法

現行公益法人から新たな非営利法人(公益性を有する非営利法人又は一般の非営利法人)への移行に当たって、その具体的な移行方法(基準、手続、期間等)をどのように考えるべきか。

(3)新たな非営利法人以外の法人類型への移行等

現行公益法人からの移行に当たっては、公益性を有する非営利法人や 一般の非営利法人のほか、他の様々な法人への移行等が想定しうるが、 これらの取扱いについて、どのように考えるべきか。

(4)移行に当たっての財産等の取扱い

現行公益法人が移行する際、公益法人として保有された財産や権利義 務関係の円滑な承継、取扱いについて、どのように考えるか。

【留意点】

<(1)現行公益法人の移行に当たっての基本的考え方>

- ・一般に、新たな法令を制定する場合、新たな秩序への円滑な移行のため、 従来の秩序をある程度容認する、新たな秩序の設定に暫定的な特例を設け る等の経過的な措置が定められることが多い。
- ・今般の改革は、現行約2万6千の公益法人(理事約41万人、職員約57万人、年間支出約19兆円)の設立根拠を抜本的に改めるもの。これらの法人が民間公益活動の主要な担い手として活動を行ってきており、現に多くの受益者が存在すること、また、新制度施行による無用な混乱やコストを避ける必要等にかんがみ、新制度への円滑な移行のための経過措置を設けることは必要ではないか。
- ・現行公益法人の中には、その設立時において法人格を取得する手段が民 法第34条によることに限られていたために公益法人として活動を行って いるものが存在するとの指摘もあることに留意。
- ・円滑な移行措置を設けることに関しては、中間法人法案の策定の際、公益法人から中間法人への「組織変更」()による移行措置を設ける方向での検討がなされていたところ、公益法人から中間法人への移行に当たっては、原則として一旦法人を解散させ残余財産を処分させるべき等の異論があったことにも留意。

「組織変更」: 法人が、解散及び新規設立の手続を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう。

・移行措置の検討に当たっては、新制度の具体化(公益性の判断が取り消された場合の財産等の取扱い等)との関係にも留意。

<(2)新たな非営利法人(仮称)への移行方法>

- ・現行公益法人から新たな非営利法人(公益性を有する非営利法人又は一般の非営利法人をいう。以下同じ。)への移行については、どのように法人格を移行させ、さらに、どのように公益性の判断を行うことが適当か。
- ・公益性の判断について、 どのような時期・期間に、 どのような基準・ 手続に基づき、 どのような実施体制で行うことが適当か。

時期・期間について

- 新法成立から施行までの周知・準備期間、新法施行から新制度完全 適用までの経過期間は、それぞれどの程度必要と考えられるか、また、 どのようなタイミングで公益性の判断を行うべきか。

基準・手続について

- 概念的には、現行公益法人は、一旦新たな非営利法人としての法人格を取得した上で公益性の判断を受けることとなるが、移行に当たっては、手続を簡素化し、例えば、一定の基準を充たす法人については公益性の判断を受けた非営利法人とすることについて、どう考えるか。
 - その際、新制度における公益性要件をそのまま適用すべきか、あるいは、移行の円滑かつ効率的な実施の観点から、公益性要件を踏まえつつ、なるべく客観的で明確な基準等を別途策定すべきか。
- あるいは、現行公益法人については、すべて公益性を有するものと みなすことについて、どのように考えるか。

仮に、現行公益法人をすべて一旦公益性を有するものとみなすこととした場合、その後の公益性の確保は、新たな判断主体等における通常の事後チェックにおいて行うこととすべきか、あるいは、通常の事後チェックの仕組みとは別に、一定期間における検証、確認等の仕組みを設けるべきか。

- このほか、移行に係る手続が法人に過大な負担とならないよう、どのような配慮をすべきか。

実施体制について

- 基本的に、新たな判断主体が行うこととすべきか、新たな判断主体 と現行主務官庁で連携して行うこととすべきか。その他どのような仕 組みが考えられるか。

< (3)新たな非営利法人以外の法人類型への移行等>

・現行公益法人は、(2)により新たな非営利法人に移行することが基本となるが、新たな非営利法人への移行を希望しない法人の取扱いをどのように考えるか。

特定非営利活動法人、特別法に基づく公益的な法人(社会福祉法人、学校法人等)、 営利法人などへの移行について、どう考えるか。

新制度下においても、現行民法第34条の規定に基づく公益法人を存続させることの要否、適否、その積極的な理由、存続期間等について、どう考えるか。

また、現行公益法人において、新制度施行を契機に、合併、分割など様々な対応 が検討されることが想定されるが、これらについて、どう考えるか。

<(4)移行に当たっての財産等の取扱い>

- ・現行公益法人から公益性を有する非営利法人へと移行する場合は、その まま所有財産、債権債務関係、雇用関係その他の権利義務関係を承継させ ることとしてよいか。
- ・現行公益法人から一般の非営利法人へ移行する場合は、その財産等について、何らかの制約を課すべきかどうか。

新制度下において公益性を有する法人が公益性を失った際の財産等の取扱いと同様又はこれに準じて考えるべきか、あるいは、現行制度から新制度への移行措置であることにかんがみ、別途の取扱いを考えるべきか。

・仮に、(3)により新たな非営利法人以外の法人への組織変更による移行 等を認める場合には、財産等の承継について、どのように考えるべきか。